

資 料 編

資料 1	スポーツに関するアンケート調査	38
資料 2	策定経過	69
資料 3	スポーツ基本法	70
資料 4	久喜市スポーツ推進審議会条例	82
資料 5	久喜市スポーツ推進審議会委員名簿	84
資料 6	久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程	85
資料 7	市の主な取組み	87

資料1 スポーツに関するアンケート調査

調査の概要

1 調査の目的

久喜市スポーツ推進計画の策定にあたり、市民のスポーツ活動の実態やスポーツに対する意見を把握するため実施。

2 調査期間

平成27年12月15日 ～ 平成28年2月5日

3 調査対象者

無作為抽出による市内在住の16歳以上の10代（高校生・大学生を含む）、20代、30代、40代、50代、60代、70代、80代以上各世代100名程度（ただし16～19歳は50人）及び市内の未就学児、小学生、中学生。

4 調査方法

市民については、郵便配布・回収

未就学児・小学生・中学生については、市内の幼稚園・小学校・中学校に直接依頼

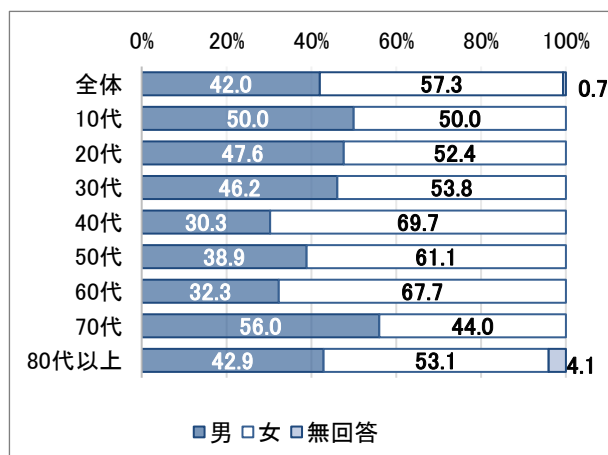
5 回収結果

	配布数（枚）	回収数（枚）	回収率（％）
全体	1,063	613	57.7
10代	50	20	40.0
20代	100	21	21.0
30代	100	26	26.0
40代	100	33	33.0
50代	100	36	36.0
60代	100	65	65.0
70代	100	50	50.0
80代以上	100	49	49.0
未就学児	91	91	100.0
小学生	101	101	100.0
中学生	121	121	100.0

(1) 無作為抽出 (16歳以上各年代)

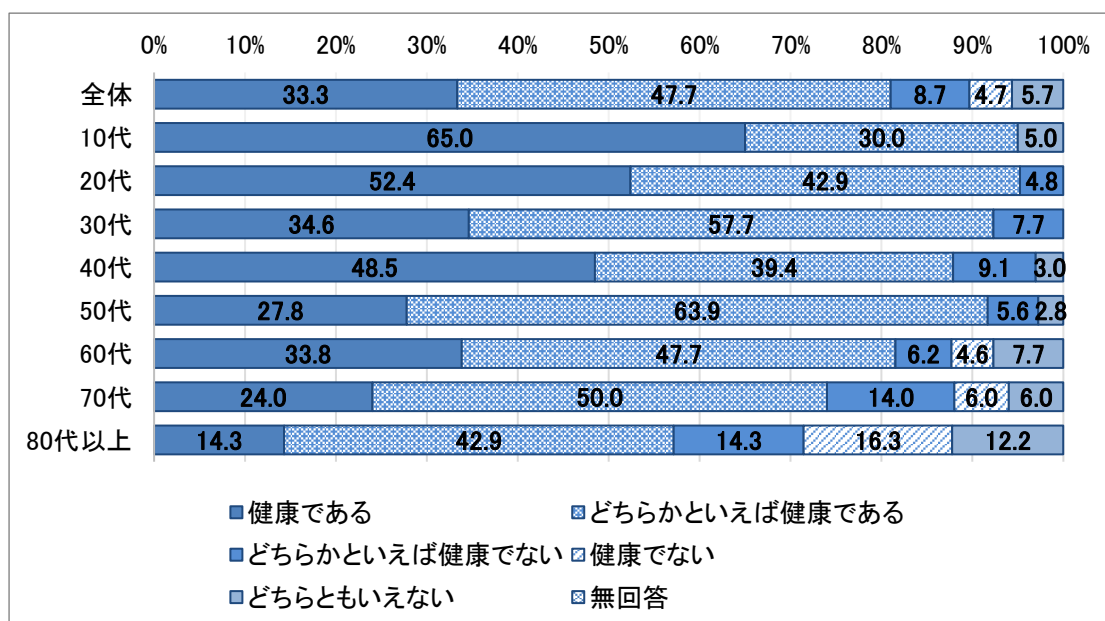
【Q】性別・年代 (単位：人、%)

項目	区分	男	女	無回答	合計
全体	回答数	126	172	2	300
	構成比	42.0	57.3	0.7	100.0
10代		10	10	0	20
20代		10	11	0	21
30代		12	14	0	26
40代		10	23	0	33
50代		14	22	0	36
60代		21	44	0	65
70代		28	22	0	50
80代以上		21	26	2	49



【Q1】あなたは、このところ健康だと思いますか (単位：人、%)

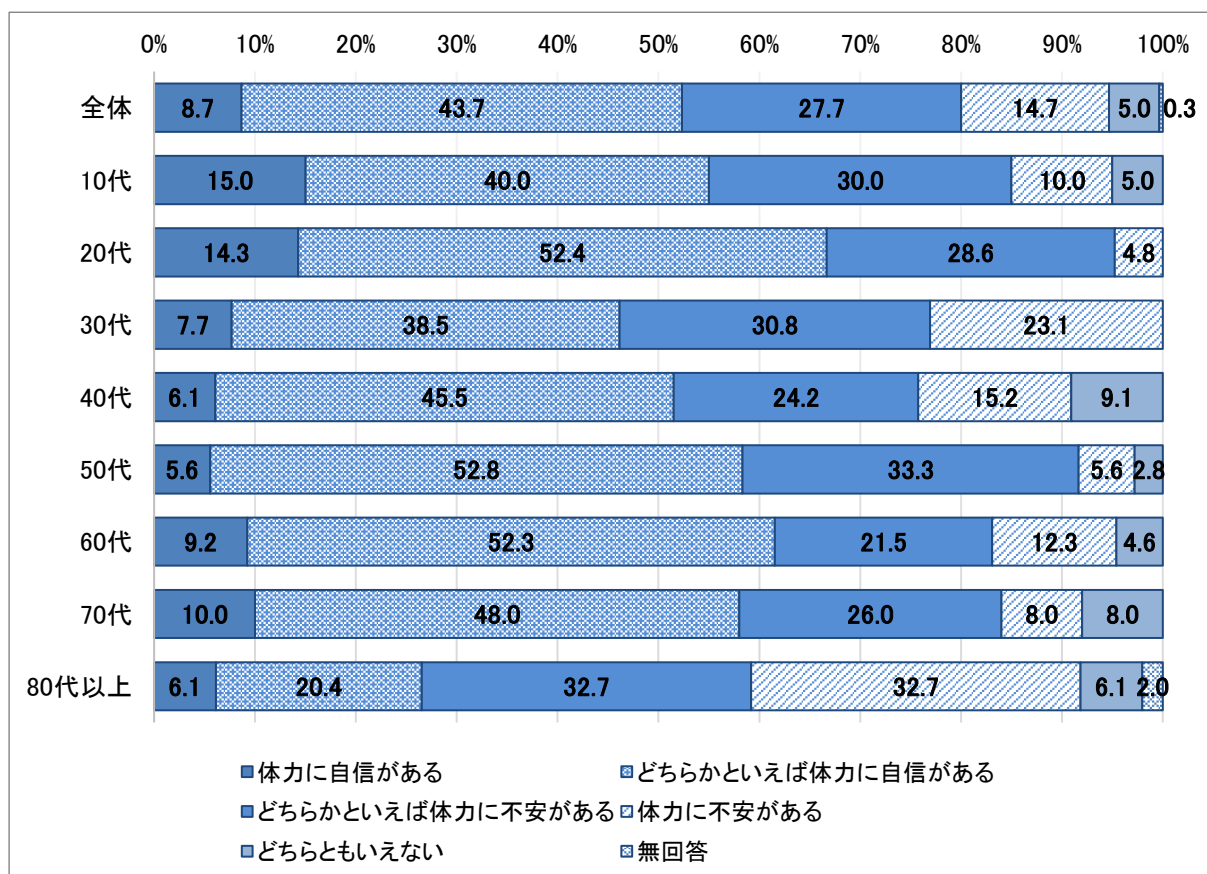
項目	健康である	どちらかといえば健康である	どちらかといえば健康でない	健康でない	どちらともいえない	無回答	合計
全体	回答数	100	143	26	14	17	300
	構成比	33.3	47.7	8.7	4.7	5.7	100.0
10代	13	6	0	0	1	0	20
20代	11	9	1	0	0	0	21
30代	9	15	2	0	0	0	26
40代	16	13	3	0	1	0	33
50代	10	23	2	0	1	0	36
60代	22	31	4	3	5	0	65
70代	12	25	7	3	3	0	50
80代以上	7	21	7	8	6	0	49



【Q2】あなたは、ご自分の体力についてどのように感じていますか

(単位：人、%)

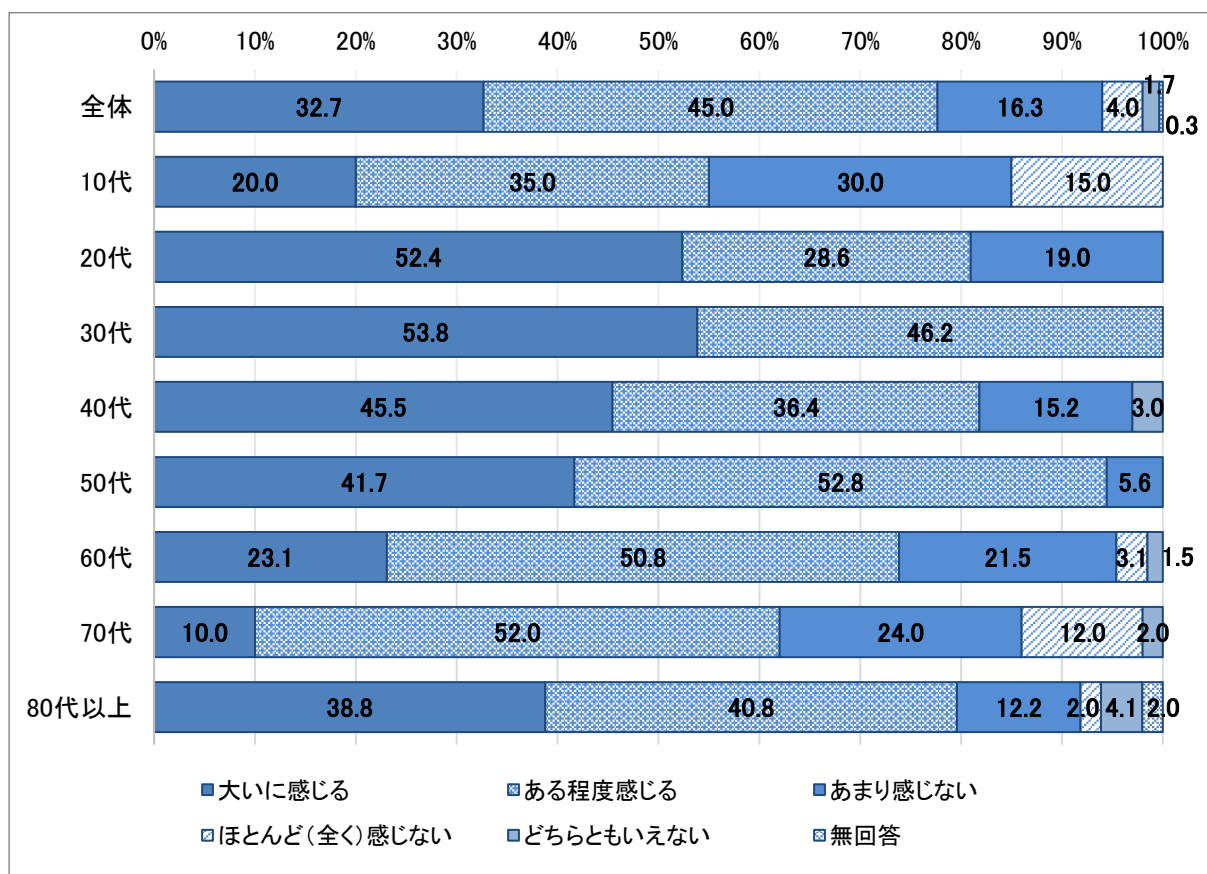
項目		体力に自信がある	どちらかといえば体力に自信がある	どちらかといえば体力に不安がある	体力に不安がある	どちらともいえない	無回答	合計
全体	回答数	26	131	83	44	15	1	300
	構成比	8.7	43.7	27.7	14.7	5.0	0.3	100.0
10代		3	8	6	2	1	0	20
20代		3	11	6	1	0	0	21
30代		2	10	8	6	0	0	26
40代		2	15	8	5	3	0	33
50代		2	19	12	2	1	0	36
60代		6	34	14	8	3	0	65
70代		5	24	13	4	4	0	50
80代以上		3	10	16	16	3	1	49



【Q3】あなたは、普段、運動不足を感じますか

(単位：人、%)

項目	大いに感じる	ある程度感じる	あまり感じない	ほとんど(全く)感じない	どちらともいえない	無回答	合計
全体	回答数	98	135	49	12	5	300
	構成比	32.7	45.0	16.3	4.0	1.7	100.0
10代	4	7	6	3	0	0	20
20代	11	6	4	0	0	0	21
30代	14	12	0	0	0	0	26
40代	15	12	5	0	1	0	33
50代	15	19	2	0	0	0	36
60代	15	33	14	2	1	0	65
70代	5	26	12	6	1	0	50
80代以上	19	20	6	1	2	1	49



【Q4①】あなたがこの1年間に行った運動やスポーツがあれば3つまでお答えください
 <男性>

10代男性		20代男性		30代男性	
バレーボール等	4	ランニング	7	ランニング	6
ランニング	3	ゴルフ	4	ボウリング	4
ボウリング	2	サッカー等	4	テニス等	3
野球等	2	ウォーキング	2	体操	2
サッカー等	2	ボウリング	2	ゴルフ	2
水泳	1	スキー等	2	キャッチボール	1
室内運動器具	1	野球等	1	ウォーキング	1
スキー等	1	バレーボール等	1	ダンス	1
登山	1	スポーツ指導	1	水泳	1
ゴルフ	1			室内運動器具	1
サイクリング	1			ボート等	1
陸上競技	1			野球等	1
テニス等	1			サッカー等	1
40代男性		50代男性		60代男性	
ゴルフ	4	ウォーキング	5	ウォーキング	11
ウォーキング	3	ゴルフ	4	ゴルフ	7
ランニング	3	サイクリング	2	体操	6
ボウリング	2	野球等	2	室内運動器具	3
体操	1	テニス等	2	テニス等	2
スキー等	1	体操	1	キャッチボール	1
サッカー等	1	ボウリング	1	ボウリング	1
テニス等	1	ニュースポーツ	1	ニュースポーツ	1
		ランニング	1	水泳	1
		水泳	1	スキー等	1
		室内運動器具	1	ハイキング	1
		スキー等	1	ボート等	1
		登山	1	サイクリング	1
		キャンプ	1	柔道等	1
		ハイキング	1	野球等	1
70代男性		80代以上男性			
ウォーキング	18	ウォーキング	6		
ゴルフ	7	体操	4		
サイクリング	5	ニュースポーツ	3		
ランニング	4	ランニング	1		
ハイキング	4	登山	1		
体操	3	サイクリング	1		
テニス等	3	柔道等	1		
ボウリング	2	その他	1		
室内運動器具	1				
登山	1				
ボート等	1				
野球等	1				
<女性>					
10代女性		20代女性		30代女性	
体操	4	バレーボール等	4	体操	7
ランニング	4	ウォーキング	2	ウォーキング	6
バレーボール等	3	スキー等	2	ボウリング	2
ボウリング	2	キャッチボール	1	スキー等	2
スキー等	2	体操	1	テニス等	2
ウォーキング	1	水泳	1	ランニング	1
ダンス	1	ボート等	1	室内運動器具	1
水泳	1	サッカー等	1	キャンプ	1
グライダー等	1	テニス等	1	ボート等	1
陸上競技	1	その他	1	弓道等	1
テニス等	1				
40代女性		50代女性		60代女性	
体操	8	ウォーキング	12	ウォーキング	27
ウォーキング	7	体操	8	体操	23
テニス等	5	室内運動器具	2	テニス等	5
登山	3	ハイキング	2	ダンス	4
ランニング	2	サイクリング	2	ボウリング	4
スキー等	2	ボウリング	1	水泳	4
キャンプ	2	ランニング	1	ハイキング	4
ボウリング	1	水泳	1	ニュースポーツ	2
水泳	1	ゴルフ	1	室内運動器具	2
室内運動器具	1	弓道等	1	サイクリング	2
ゴルフ	1	テニス等	1	ランニング	1
サイクリング	1			登山	1
バレーボール等	1			ゴルフ	1
その他	1			その他	2
70代女性		80代以上女性			
ウォーキング	10	ウォーキング	7		
体操	8	体操	5		
室内運動器具	3	ニュースポーツ	2		
ダンス	2	室内運動器具	2		
テニス等	2	ゴルフ	1		
キャッチボール	1				
ボウリング	1				
ニュースポーツ	1				
ハイキング	1				

【Q4②】あなたが今後やってみたいと思う運動やスポーツがあれば3つまでお答えください

<男性>

10代男性		20代男性		30代男性	
テニス等	2	水泳	3	キャンプ	3
ボート等	2	テニス等	3	登山	2
スキー	2	サッカー等	1	室内運動器具	2
ダンス	1	キャッチボール	1	キャッチボール	1
サイクリング	1	ランニング	1	ハイキング	1
陸上競技	1	スケート	1	スキー	1
サッカー等	1	ウォーキング	1	弓道等	1
				サッカー等	1
				テニス等	1

40代男性		50代男性		60代男性	
野球等	2	ウォーキング	5	ハイキング	4
スキー	1	ゴルフ	4	ニュースポーツ	3
ランニング	1	野球等	2	テニス等	3
水泳	1	テニス等	2	ウォーキング	3
ハイキング	1	ボウリング	1	水泳	3
体操	1	ランニング	1	ダンス	2
ウォーキング	1	体操	1	ゴルフ	2
室内運動器具	1	ニュースポーツ	1	サイクリング	2
				ランニング	1

70代男性		80代以上男性	
ウォーキング	6	ウォーキング	7
水泳	4	体操	3
室内運動器具	4	弓道等	1
体操	4	水泳	1
ハイキング	1		
サイクリング	1		

<女性>

10代女性		20代女性		30代女性	
スキー	4	ボート等	3	体操	2
水泳	3	水泳	2	ボウリング	2
ウォーキング	1	柔道等	2	室内運動器具	2
キャッチボール	1	サッカー等	1	テニス等	2
ダンス	1	ウォーキング	1	ダンス	1
ゴルフ	1	室内運動器具	1	ランニング	1
サイクリング	1	スキー	1	ウォーキング	1
		陸上競技	1	水泳	1
				登山	1

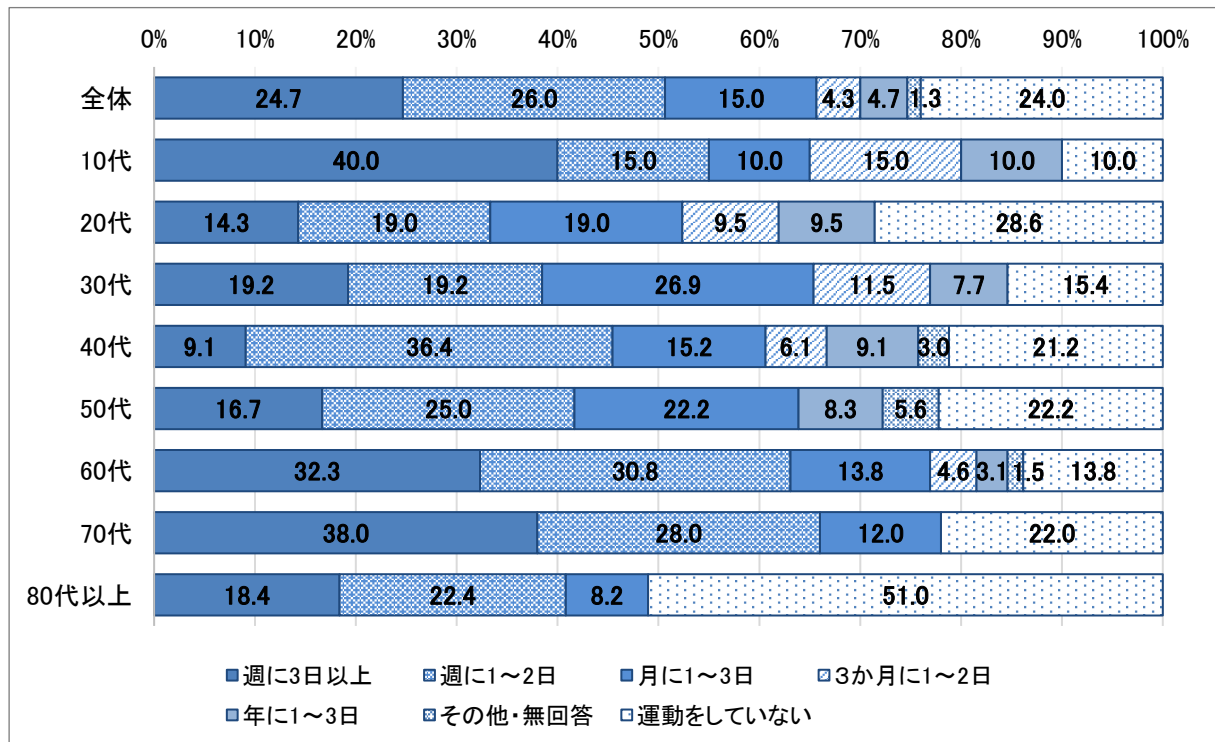
40代女性		50代女性		60代女性	
テニス等	3	ウォーキング	12	ダンス	7
体操	3	体操	8	ボウリング	7
水泳	3	ハイキング	2	室内運動器具	6
バレーボール等	2	水泳	1	水泳	5
体操	2	ボウリング	1	ウォーキング	4
ハイキング	2	ランニング	1	ハイキング	4
登山	2			体操	1
体操	1				

70代女性		80代以上女性	
体操	5	ウォーキング	5
ダンス	4	体操	3
室内運動器具	2	水泳	2
水泳	2		
キャッチボール	2		
ウォーキング	1		
ニュースポーツ	1		

【Q5】この1年間に運動やスポーツを行った日数を合わせると、何日くらいになりますか

(単位：人、%)

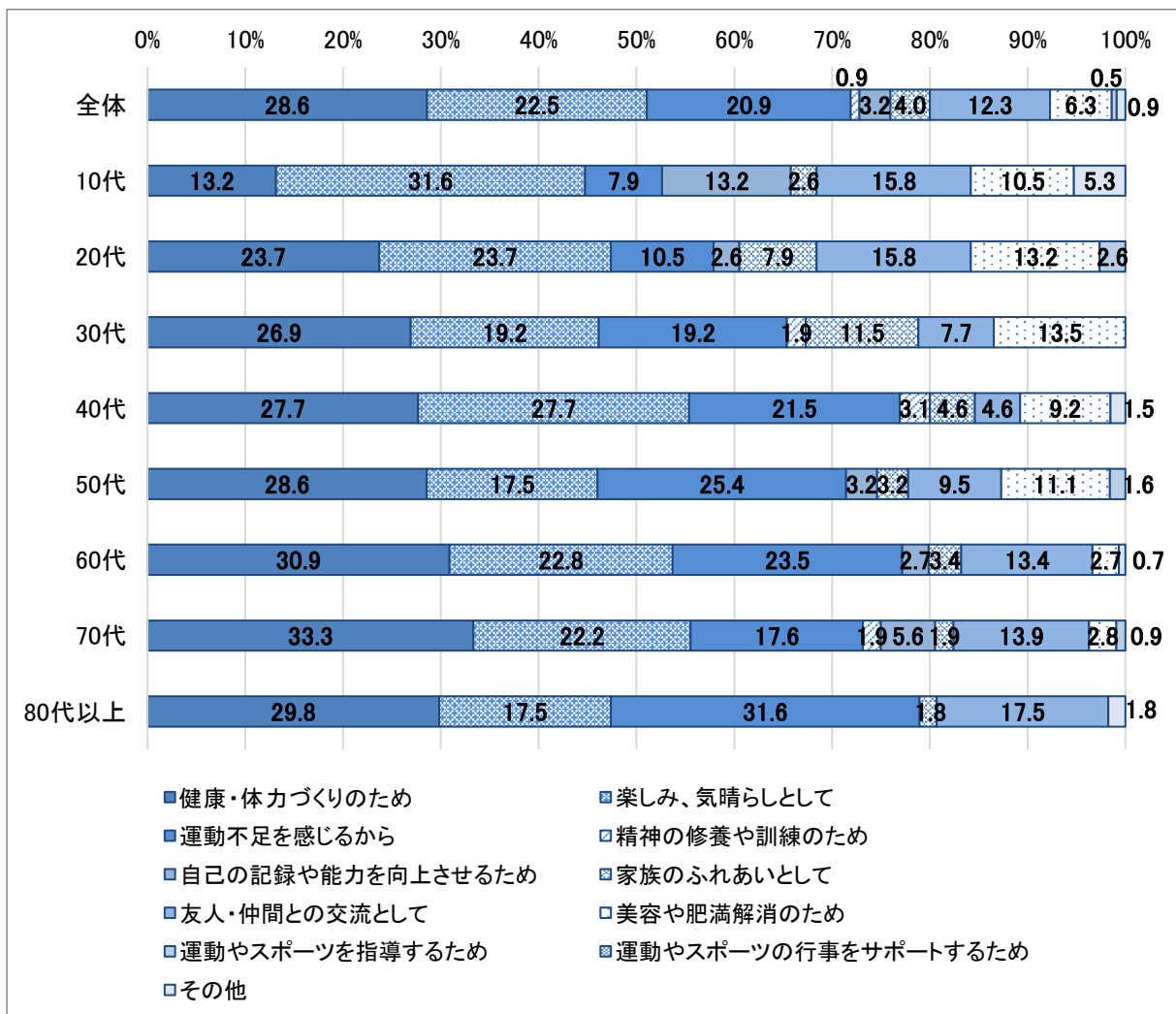
項目		週に3日以上	週に1~2日	月に1~3日	3か月に1~2日	年に1~3日	その他・無回答	運動をしていない	合計
全体	回答数	74	78	45	13	14	4	72	300
	構成比	24.7	26.0	15.0	4.3	4.7	1.3	24.0	100.0
10代		8	3	2	3	2	0	2	20
20代		3	4	4	2	2	0	6	21
30代		5	5	7	3	2	0	4	26
40代		3	12	5	2	3	1	7	33
50代		6	9	8	0	3	2	8	36
60代		21	20	9	3	2	1	9	65
70代		19	14	6	0	0	0	11	50
80代以上		9	11	4	0	0	0	25	49
10代を除く	回答数	66	75	43	10	12	4	70	280
	構成比	23.5	26.8	15.4	3.6	4.3	1.4	25.0	100.0



【Q6】あなたが運動やスポーツをしたのはどのような理由からですか。3つあげてください

(単位：人、%)

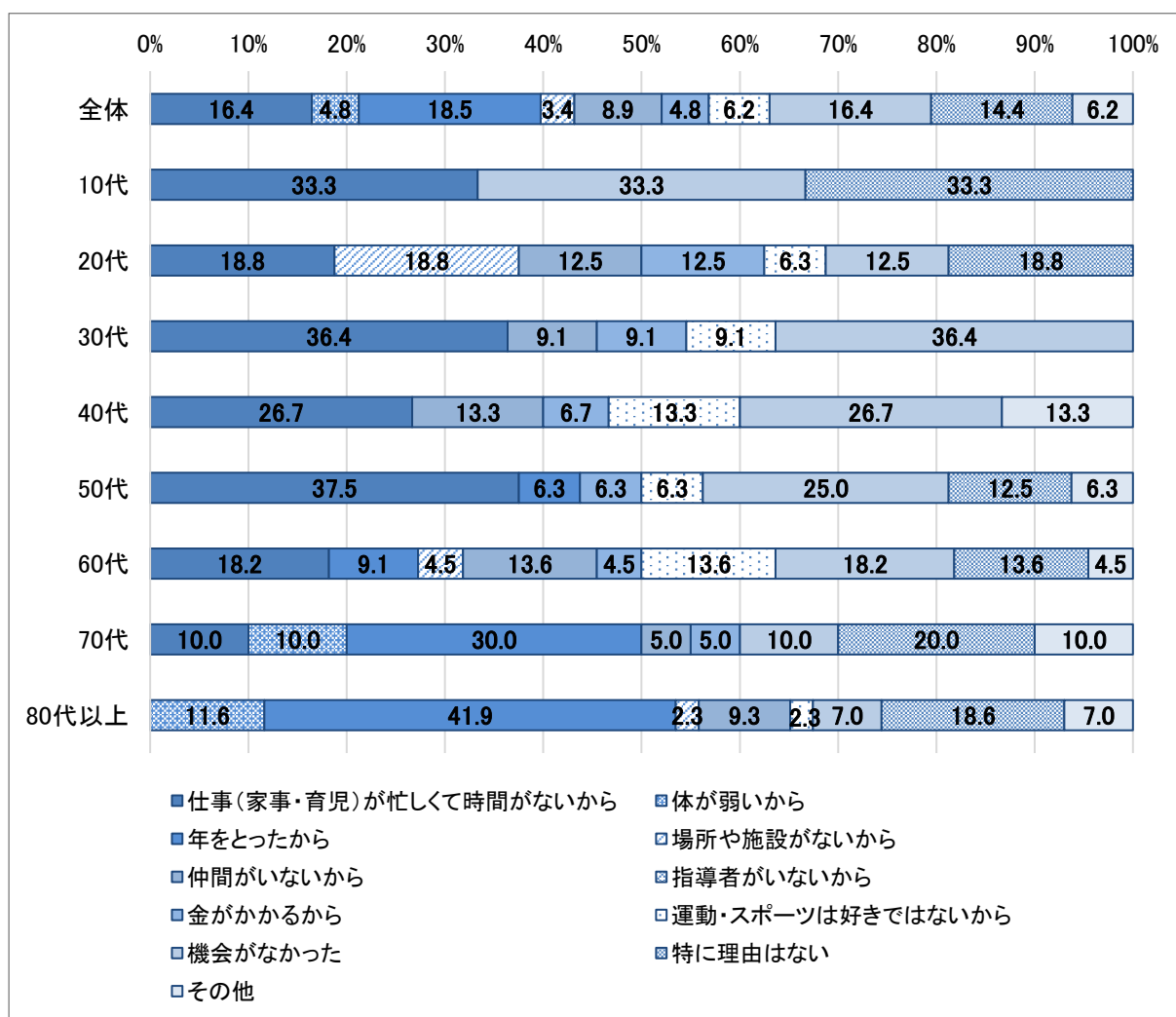
項目	健康・体力づくりのため	楽しみ、気晴らしとして	運動不足を感じるから	精神の修養や訓練のため	自己の記録や能力を向上させるため	家族のふれあいとして	友人・仲間との交流として	美容や肥満解消のため	運動やスポーツを指導するため	運動やスポーツの行事をサポートするため	その他	合計	
全体	回答数	163	128	119	5	18	23	70	36	3	0	5	570
	構成比	28.6	22.5	20.9	0.9	3.2	4.0	12.3	6.3	0.5	0.0	0.9	100.0
10代	5	12	3	0	5	1	6	4	0	0	0	2	38
20代	9	9	4	0	1	3	6	5	1	0	0	0	38
30代	14	10	10	1	0	6	4	7	0	0	0	0	52
40代	18	18	14	2	0	3	3	6	0	0	1	65	
50代	18	11	16	0	2	2	6	7	1	0	0	63	
60代	46	34	35	0	4	5	20	4	0	0	1	149	
70代	36	24	19	2	6	2	15	3	1	0	0	108	
80代以上	17	10	18	0	0	1	10	0	0	0	1	57	



【Q7】この1年間に、運動やスポーツをしなかったのはどのような理由からですか。3つあげてください

(単位：人、%)

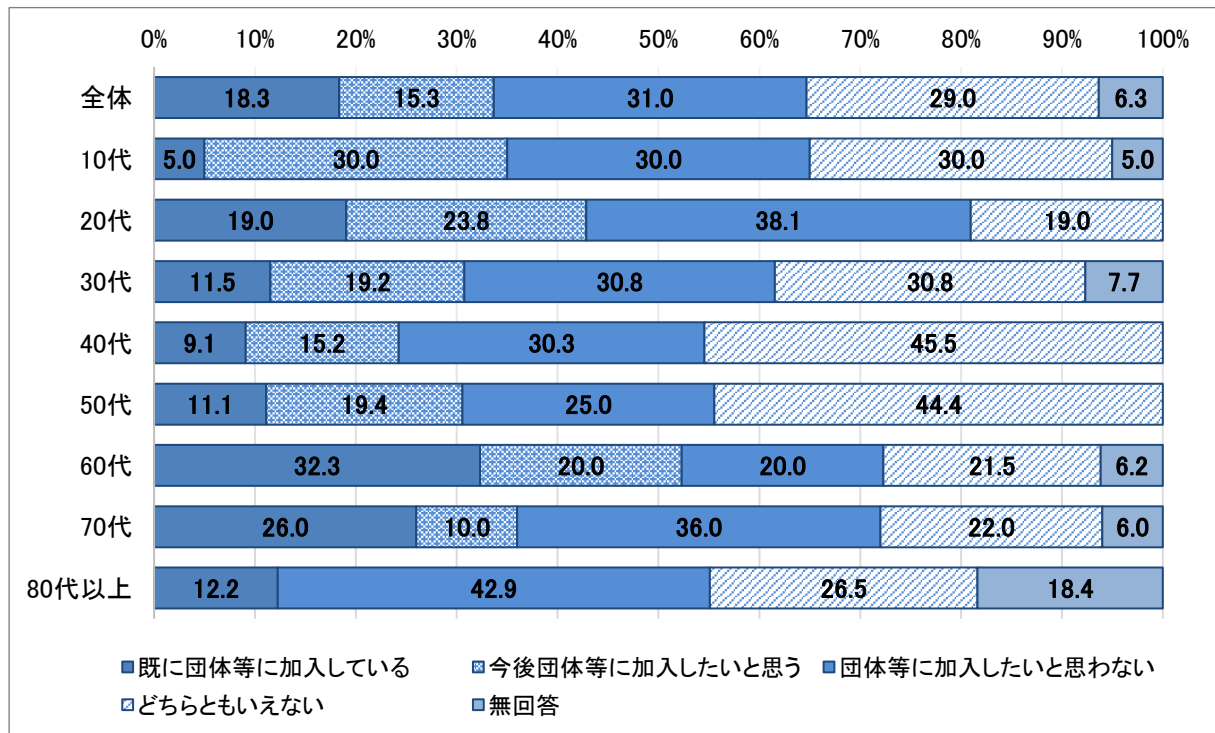
項目	仕事(家事・育児)が忙しくて時間がないから	体が弱いから	年をとったから	場所や施設がないから	仲間がいないから	指導者がいないから	金がかかるから	運動・スポーツは好きではないから	機会がなかった	特に理由はない	その他	合計
全体	24	7	27	5	13	0	7	9	24	21	9	146
	16.4	4.8	18.5	3.4	8.9	0.0	4.8	6.2	16.4	14.4	6.2	100.0
10代	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3
20代	3	0	0	3	2	0	2	1	2	3	0	16
30代	4	0	0	0	1	0	1	1	4	0	0	11
40代	4	0	0	0	2	0	1	2	4	0	2	15
50代	6	0	1	0	0	0	1	1	4	2	1	16
60代	4	0	2	1	3	0	1	3	4	3	1	22
70代	2	2	6	0	1	0	1	0	2	4	2	20
80代以上	0	5	17	1	4	0	0	1	3	7	3	41



【Q8】自分の好きな運動やスポーツクラブ、同好会があれば加入したいと思いますか。

(単位：人、%)

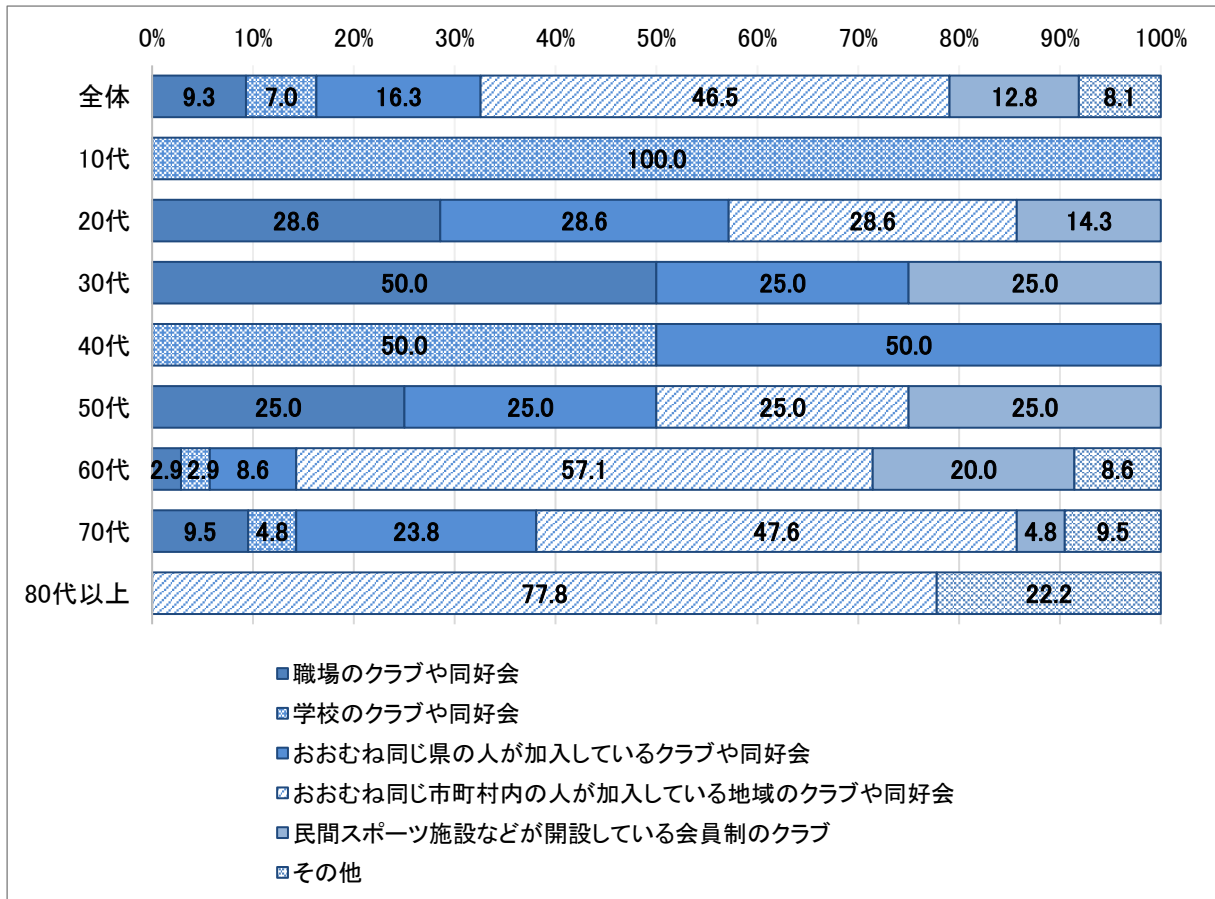
項目	既に団体等に参加している	今後団体等に参加したいと思う	団体等に参加したいと思わない	どちらともいえない	無回答	合計	
全体	回答数	55	46	93	87	19	300
	構成比	18.3	15.3	31.0	29.0	6.3	100.0
10代	1	6	6	6	1	20	
20代	4	5	8	4	0	21	
30代	3	5	8	8	2	26	
40代	3	5	10	15	0	33	
50代	4	7	9	16	0	36	
60代	21	13	13	14	4	65	
70代	13	5	18	11	3	50	
80代以上	6	0	21	13	9	49	



【Q9-1】あなたが加入しているのは、どのようなクラブや同好会ですか。3つまであげてください

(単位：人、%)

項目	職場のクラブや同好会	学校のクラブや同好会	おおむね同じ県の人 が加入しているクラブ や同好会	おおむね同じ市町村内 の人が加入している地 域のクラブや同好会	民間スポーツ施設など が開設している会員制 のクラブ	その他	合計	
全体	回答数	8	6	14	40	11	7	86
	構成比	9.3	7.0	16.3	46.5	12.8	8.1	100
10代	0	2	0	0	0	0	0	2
20代	2	0	2	2	1	0	0	7
30代	2	0	1	0	1	0	0	4
40代	0	2	2	0	0	0	0	4
50代	1	0	1	1	1	0	0	4
60代	1	1	3	20	7	3	3	35
70代	2	1	5	10	1	2	2	21
80代以上	0	0	0	7	0	2	2	9



【Q9-2】あなたが加入しているクラブや同好会で実施している運動やスポーツの種目等をあげてください

<男性>

10代男性		20代男性		30代男性	
バドミントン	1	バスケットボール	1	野球	2
		サッカー	1	テニス	1
		筋力トレーニング	1	ジムトレーニング	1
		野球	1	バドミントン	1
		ゴルフ	1		
		スノーボード	1		

40代男性		50代男性		60代男性	
サッカー	1	ソフトボール	1	ゴルフ	3
				ストレッチ	2
				卓球	1
				剣道	1
				ソフトボール	1
				テニス	1
				ウォーキング	1
				ハイキング	1
				筋力トレーニング	1

70代男性		80代以上男性	
ゴルフ	3	グラウンドゴルフ	2
卓球	2	ゲートボール	1
ハイキング	1		
オリエンテーリング	1		
テニス	1		
ソフトボール	1		
トレイルランニング	1		

<女性>

10代女性		20代女性		30代女性	
バレーボール	1	バレーボール	2	回答なし	
		フットサル	1		

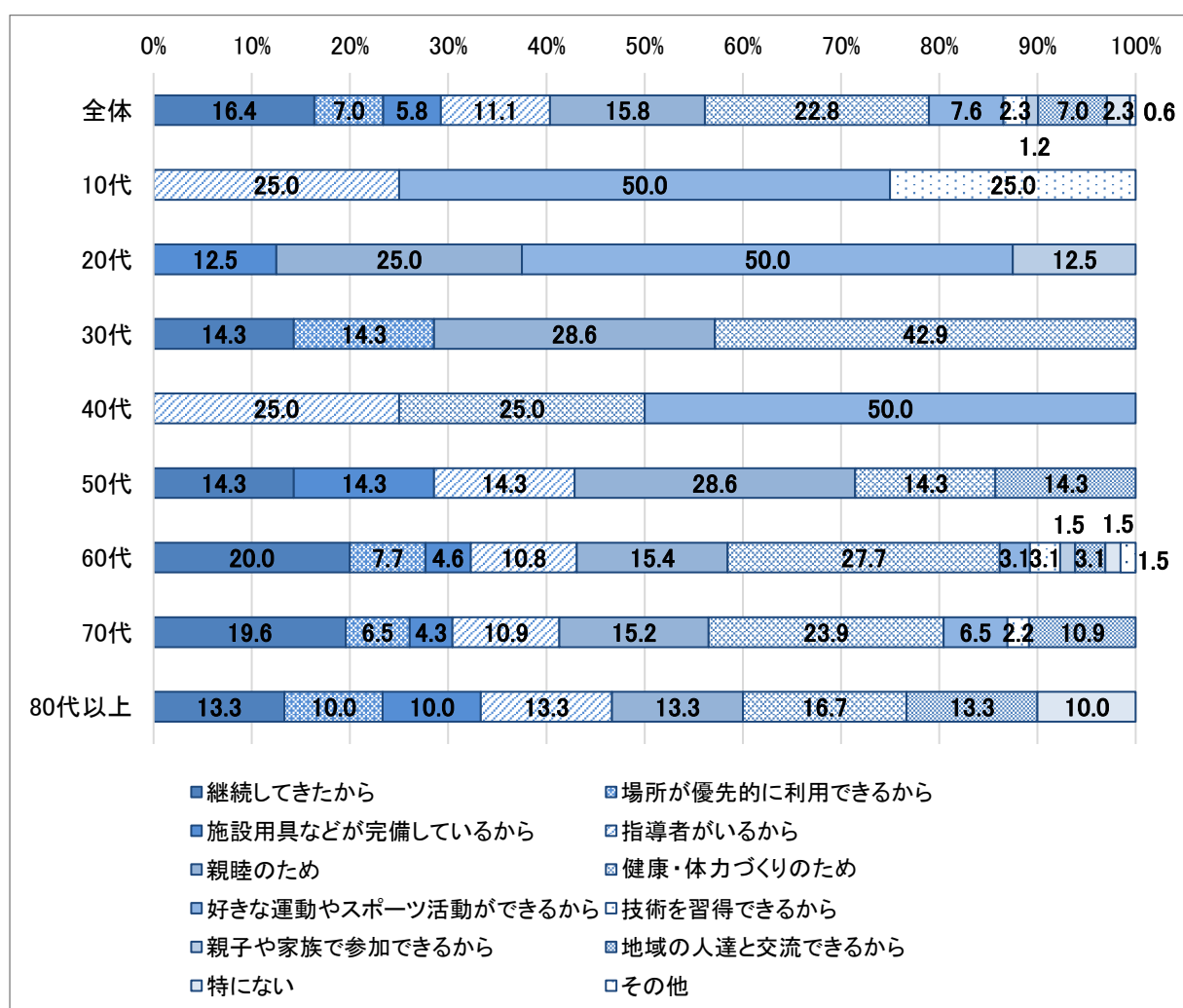
40代女性		50代女性		60代女性	
ランニング	1	テニス	1	健康体操	2
ソフトバレー	1	卓球	1	ヨガ	2
				テニス	2
				バドミントン	2
				フォークダンス	2
				ボウリング	1
				ストレッチ	1
				体操	1
				3 B体操	1
				中国体操	1
				卓球	1
				太極拳	1
				ノルディックウォーク	1
				よさこい	1
				水泳	1
				フラダンス	1

70代女性		80代以上女性	
健康体操	2	グラウンドゴルフ	2
体操	1	ウォーキング	1
はつらつ運動	1	筋力トレーニング	1
気功	1	歩行訓練	1
グラウンドゴルフ	1		
フォークダンス	1		

【Q9-3】あなたがクラブや同好会に加入した動機なんでしょうか。3つあげてください

(単位：人、%)

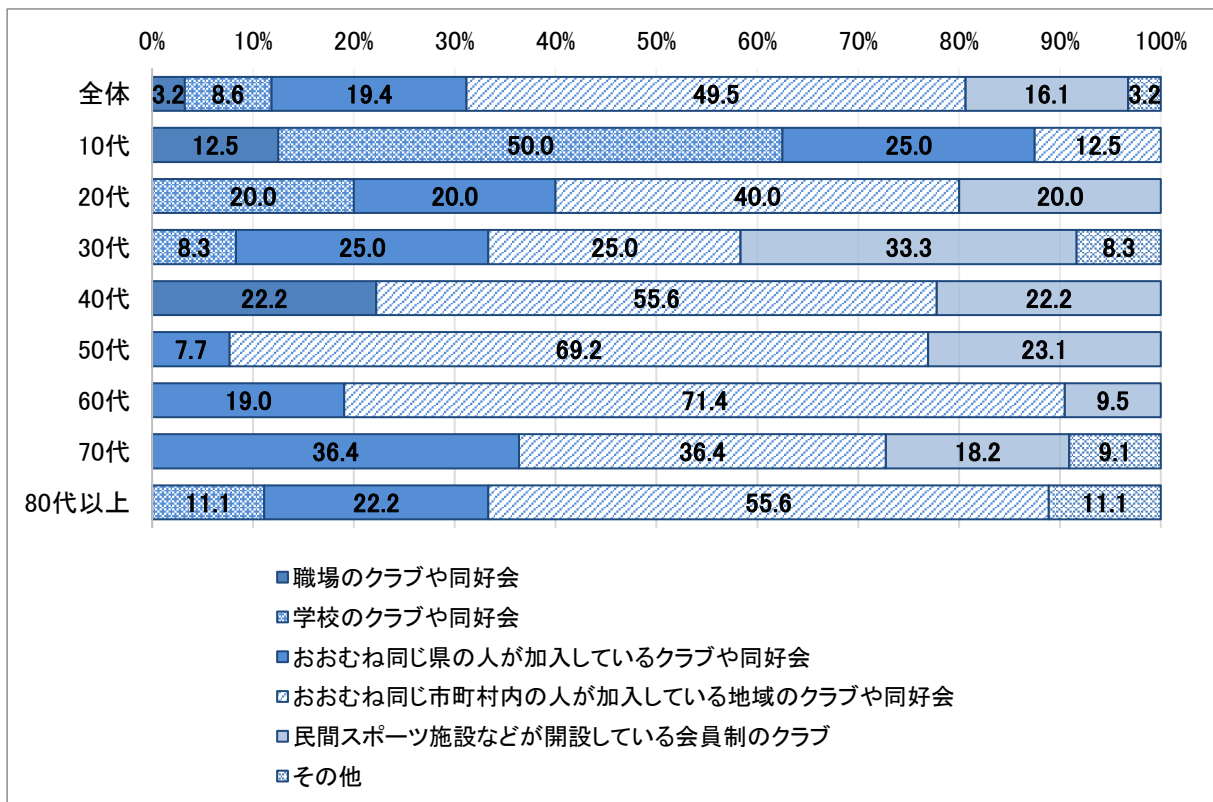
項目	継続してきたから	場所が優先的に利用できるから	施設用具などが完備しているから	指導者がいるから	親睦のため	健康・体づくりのため	好きな運動やスポーツ活動ができるから	技術を習得できるから	親子や家族で参加できるから	地域の人達と交流できるから	特にない	その他	合計
全体	28	12	10	19	27	39	13	4	2	12	4	1	171
	16.4	7.0	5.8	11.1	15.8	22.8	7.6	2.3	1.2	7.0	2.3	0.6	100.0
10代	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	4
20代	0	0	1	0	2	0	4	0	1	0	0	0	8
30代	1	1	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	7
40代	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	4
50代	1	0	1	1	2	1	0	0	0	1	0	0	7
60代	13	5	3	7	10	18	2	2	1	2	1	1	65
70代	9	3	2	5	7	11	3	1	0	5	0	0	46
80代以上	4	3	3	4	4	5	0	0	0	4	3	0	30



【Q10-1】あなたが加入したいと思うのは、どのようなクラブや同好会ですか。3つあげてください

(単位：人、%)

項目	職場のクラブや同好会	学校のクラブや同好会	おおむね同じ県の人 が加入しているクラブや 同好会	おおむね同じ市町村内 の人が加入している地 域のクラブや同好会	民間スポーツ施設など が開設している会員制 のクラブ	その他	合計	
全体	回答数	3	8	18	46	15	3	93
	構成比	3.2	8.6	19.4	49.5	16.1	3.2	100.0
10代	1	4	2	1	0	0	8	
20代	0	2	2	4	2	0	10	
30代	0	1	3	3	4	1	12	
40代	2	0	0	5	2	0	9	
50代	0	0	1	9	3	0	13	
60代	0	0	4	15	2	0	21	
70代	0	0	4	4	2	1	11	
80代以上	0	1	2	5	0	1	9	



【Q10-2】あなたがクラブや同好会で実施したい運動やスポーツの種目等をあげてください

<男性>

10代男性		20代男性		30代男性	
サッカー等	2	ボウリング	1	室内運動器具	1
ボウリング	1	サッカー等	1	スキー等	1
ゴルフ	1			ボート等	1
柔道等	1				
バレーボール等	1				
テニス等	1				

40代男性		50代男性		60代男性	
テニス等	3	室内運動器具	2	ウォーキング	3
ゴルフ	2	ゴルフ	2	ゴルフ	3
ランニング	1	ウォーキング	1	ハイキング等	2
		水泳	1	ダンス	1
				ニュースポーツ	1
				体操	1
				水泳	1
				室内運動器具	1
				柔道等	1
				野球等	1

70代男性		80代以上男性	
ニュースポーツ	2	ウォーキング	1
ウォーキング	1	登山	1
室内運動器具	1	柔道等	1
ゴルフ	1		
グライダー等	1		
弓道等	1		

<女性>

10代女性		20代女性		30代女性	
スキー等	2	バレーボール等	2	テニス等	3
ボウリング	1	ダンス	1	ランニング	3
ランニング	1	スキー等	1	水泳	2
ボート等	1	ボート等	1	ウォーキング	1
バレーボール等	1	陸上競技	1	ボウリング	1
		柔道等	1	キャンプ	1
		テニス等	1	野球等	1
				バレーボール等	1

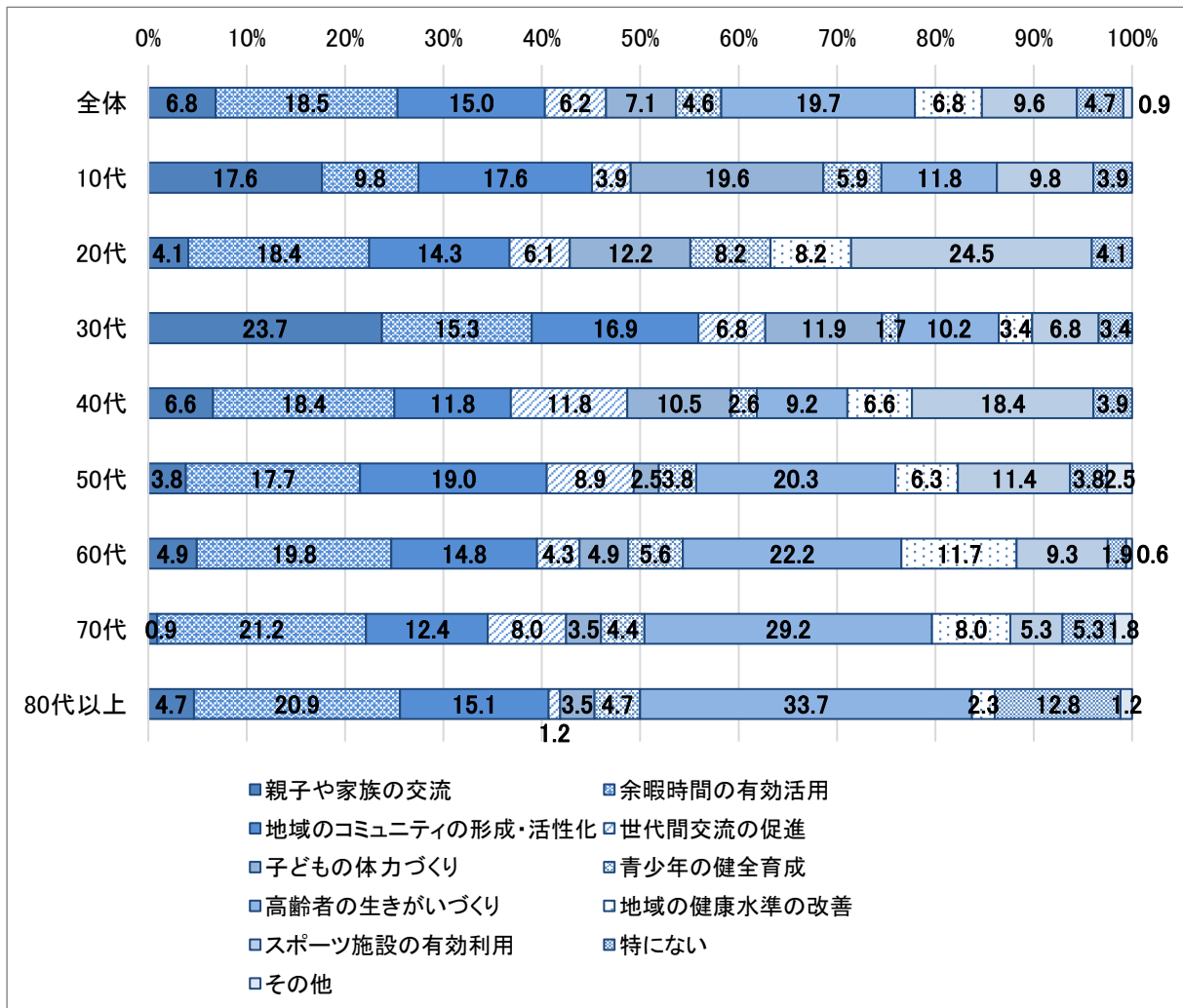
40代女性		50代女性		60代女性	
体操	2	体操	4	体操	5
テニス等	1	ウォーキング	3	室内運動器具	5
		テニス等	3	ウォーキング	3
		水泳	2	ニュースポーツ	3
		ボウリング	1	ダンス	2
		室内運動器具	1	ボウリング	2
		弓道等	1	水泳	2
		バレーボール等	1	ランニング	1

70代女性		80代以上女性	
ウォーキング	3	水泳	2
体操	2	体操	1
ボウリング	2	ウォーキング	1
ニュースポーツ	1	室内運動器具	1
ハイキング等	1		
バレーボール等	1		
テニス等	1		

【Q11】あなたは地域における運動やスポーツに、どのような効果を期待しますか。3つあげてください

(単位：人、%)

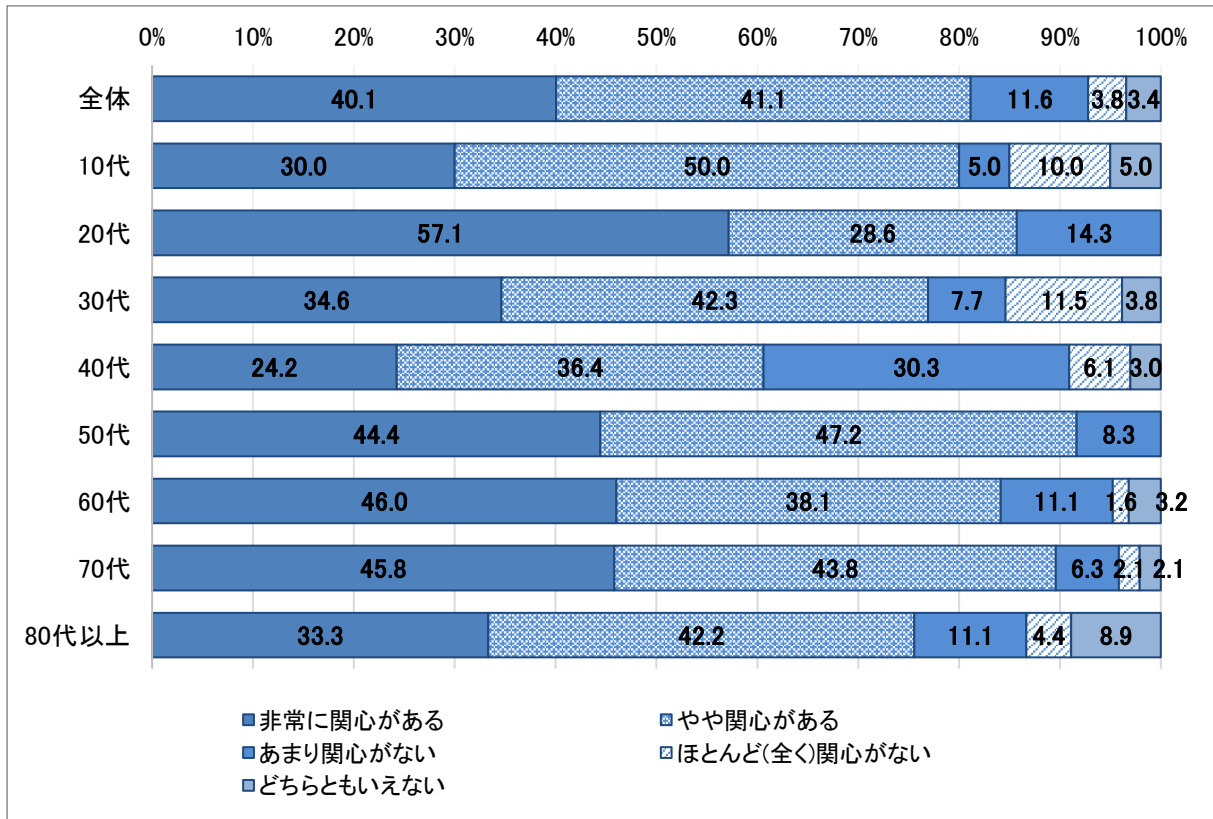
項目	親子や家族の交流	余暇時間の有効活用	地域のコミュニティの形成・活性化	世代間交流の促進	子どもの体力づくり	青少年の健全育成	高齢者の生きがいがづくり	地域の健康水準の改善	スポーツ施設の有効利用	特にない	その他	合計
全体	46	125	101	42	48	31	133	46	65	32	6	675
	6.8	18.5	15.0	6.2	7.1	4.6	19.7	6.8	9.6	4.7	0.9	100.0
10代	9	5	9	2	10	3	6	0	5	2	0	51
20代	2	9	7	3	6	4	0	4	12	2	0	49
30代	14	9	10	4	7	1	6	2	4	2	0	59
40代	5	14	9	9	8	2	7	5	14	3	0	76
50代	3	14	15	7	2	3	16	5	9	3	2	79
60代	8	32	24	7	8	9	36	19	15	3	1	162
70代	1	24	14	9	4	5	33	9	6	6	2	113
80代以上	4	18	13	1	3	4	29	2	0	11	1	86



【Q12】あなたはオリンピック・パラリンピック競技大会や、各スポーツなどの国際大会での日本選手の活躍にどのくらい関心をもっていますか

(単位：人、%)

項目		非常に関心がある	やや関心がある	あまり関心がない	ほとんど(全く)関心がない	どちらともいえない	合計
全体	回答数	117	120	34	11	10	292
	構成比	40.1	41.1	11.6	3.8	3.4	100.0
10代		6	10	1	2	1	20
20代		12	6	3	0	0	21
30代		9	11	2	3	1	26
40代		8	12	10	2	1	33
50代		16	17	3	0	0	36
60代		29	24	7	1	2	63
70代		22	21	3	1	1	48
80代以上		15	19	5	2	4	45



【Q13】運動やスポーツを振興させるため、市は今後どのようなことに力を入れたほうがよいと思いますか。3つあげてください

<男性>

10代男性		20代男性		30代男性	
学校体育施設の開放・整備	4	各種のスポーツ行事等の開催	7	各種のスポーツ行事等の開催	7
野外のスポーツ活動施設の整備	4	スポーツによる出会いや交流の促進	4	野外のスポーツ活動施設の整備	4
各種のスポーツ行事等の開催	3	野外のスポーツ活動施設の整備	4	スポーツによる出会いや交流の促進	3
スポーツによる出会いや交流の促進	2	スポーツに関する指導者の育成	3	野外を除くスポーツ活動施設の整備	3
運動量の基準の策定等	2	地域のクラブやサークルの育成	2	スポーツに関する広報活動	2
スポーツに関する広報活動	1	スポーツに関する広報活動	2	学校体育施設の開放・整備	2
野外を除くスポーツ活動施設の整備	1	学校体育施設の開放・整備	1	スポーツプログラム等の普及開発	2
力を入れてもらいたいものはない	1	スポーツプログラム等の普及開発	1	地域のクラブやサークルの育成	1
		運動量の基準の策定等	1	運動量の基準の策定等	1
		スポーツに係る事故等の防止	1	力を入れてもらいたいものはない	1
		その他	1		

40代男性		50代男性		60代男性	
スポーツによる出会いや交流の促進	4	地域のクラブやサークルの育成	5	各種のスポーツ行事等の開催	8
各種のスポーツ行事等の開催	3	野外のスポーツ活動施設の整備	5	スポーツに関する広報活動	6
野外のスポーツ活動施設の整備	3	各種のスポーツ行事等の開催	4	地域のクラブやサークルの育成	6
力を入れてもらいたいものはない	3	スポーツプログラム等の普及開発	4	スポーツによる出会いや交流の促進	5
地域のクラブやサークルの育成	2	スポーツに関する広報活動	3	スポーツプログラム等の普及開発	5
スポーツに関する指導者の育成	2	野外を除くスポーツ活動施設の整備	3	学校体育施設の開放・整備	4
学校体育施設の開放・整備	2	スポーツによる出会いや交流の促進	1	野外のスポーツ活動施設の整備	4
スポーツに関する広報活動	1	スポーツに関する指導者の育成	1	運動量の基準の策定等	4
野外を除くスポーツ活動施設の整備	1	学校体育施設の開放・整備	1	スポーツに関する指導者の育成	2
		スポーツに関するボランティアの支援	1	野外を除くスポーツ活動施設の整備	2
		力を入れてもらいたいものはない	1	スポーツに関する科学的研究の促進	1
		その他	1	スポーツに関するボランティアの支援	1
				スポーツに係る事故等の防止	1
				力を入れてもらいたいものはない	1

70代男性		80代以上男性	
野外のスポーツ活動施設の整備	9	スポーツによる出会いや交流の促進	8
スポーツプログラム等の普及開発	9	スポーツプログラム等の普及開発	8
各種のスポーツ行事等の開催	7	地域のクラブやサークルの育成	6
地域のクラブやサークルの育成	6	スポーツに関する広報活動	5
スポーツによる出会いや交流の促進	6	各種のスポーツ行事等の開催	4
スポーツに関する広報活動	6	野外のスポーツ活動施設の整備	4
学校体育施設の開放・整備	4	運動量の基準の策定等	3
野外を除くスポーツ活動施設の整備	4	スポーツに関するボランティアの支援	2
運動量の基準の策定等	3	スポーツに関する指導者の育成	1
スポーツに係る事故等の防止	3	野外を除くスポーツ活動施設の整備	1
スポーツに関するボランティアの支援	2	障がい者のスポーツ活動の推進	1
障がい者のスポーツ活動の推進	2	スポーツに係る事故等の防止	1
力を入れてもらいたいものはない	2	その他	2
スポーツに関する指導者の育成	1		
その他	1		

<女性>

10代女性		20代女性		30代女性	
各種のスポーツ行事等の開催	5	各種のスポーツ行事等の開催	6	各種のスポーツ行事等の開催	7
地域のクラブやサークルの育成	3	地域のクラブやサークルの育成	4	地域のクラブやサークルの育成	7
学校体育施設の開放・整備	3	スポーツに関する広報活動	4	スポーツによる出会いや交流の促進	5
スポーツに関する国際交流の振興	3	野外のスポーツ活動施設の整備	4	スポーツプログラム等の普及開発	5
スポーツプログラム等の普及開発	2	学校体育施設の開放・整備	3	学校体育施設の開放・整備	4
スポーツによる出会いや交流の促進	1	スポーツによる出会いや交流の促進	1	野外を除くスポーツ活動施設の整備	2
スポーツに関する広報活動	1	スポーツに関する指導者の育成	1	スポーツに関するボランティアの支援	2
野外のスポーツ活動施設の整備	1	野外を除くスポーツ活動施設の整備	1	運動量の基準の策定等	2
野外を除くスポーツ活動施設の整備	1	スポーツプログラム等の普及開発	1	スポーツに関する広報活動	1
障がい者のスポーツ活動の推進	1	スポーツに係る事故等の防止	1	野外のスポーツ活動施設の整備	1
スポーツに係る事故等の防止	1	その他	2	障がい者のスポーツ活動の推進	1
力を入れてもらいたいものはない	1			その他	1

40代女性		50代女性		60代女性	
各種のスポーツ行事等の開催	7	スポーツプログラム等の普及開発	11	スポーツプログラム等の普及開発	26
スポーツに関する広報活動	6	野外を除くスポーツ活動施設の整備	5	地域のクラブやサークルの育成	11
学校体育施設の開放・整備	6	各種のスポーツ行事等の開催	4	各種のスポーツ行事等の開催	10
野外のスポーツ活動施設の整備	6	地域のクラブやサークルの育成	4	学校体育施設の開放・整備	9
スポーツプログラム等の普及開発	6	学校体育施設の開放・整備	4	運動量の基準の策定等	8
スポーツに関する指導者の育成	4	野外のスポーツ活動施設の整備	4	スポーツに関する広報活動	7
スポーツに係る事故等の防止	4	スポーツに関する広報活動	3	野外のスポーツ活動施設の整備	7
スポーツによる出会いや交流の促進	3	スポーツによる出会いや交流の促進	2	野外を除くスポーツ活動施設の整備	7
野外を除くスポーツ活動施設の整備	3	運動量の基準の策定等	2	スポーツによる出会いや交流の促進	5
障がい者のスポーツ活動の推進	3	スポーツに関する指導者の育成	1	スポーツに関する指導者の育成	5
運動量の基準の策定等	3	スポーツに関する科学的研究の促進	1	スポーツに関するボランティアの支援	5
地域のクラブやサークルの育成	1	障がい者のスポーツ活動の推進	1	障がい者のスポーツ活動の推進	2
スポーツに関する科学的研究の促進	1	その他	2	スポーツに係る事故等の防止	2
スポーツに関するボランティアの支援	1			力を入れてもらいたいものはない	1
力を入れてもらいたいものはない	1			その他	3

70代女性		80代以上女性	
スポーツプログラム等の普及開発	14	スポーツプログラム等の普及開発	12
各種のスポーツ行事等の開催	5	スポーツによる出会いや交流の促進	5
スポーツに関する指導者の育成	5	各種のスポーツ行事等の開催	4
運動量の基準の策定等	5	地域のクラブやサークルの育成	3
地域のクラブやサークルの育成	3	学校体育施設の開放・整備	3
スポーツによる出会いや交流の促進	3	野外のスポーツ活動施設の整備	3
野外のスポーツ活動施設の整備	3	力を入れてもらいたいものはない	3
スポーツに関する広報活動	2	運動量の基準の策定等	2
学校体育施設の開放・整備	2	スポーツに係る事故等の防止	2
スポーツに係る事故等の防止	2	スポーツに関する指導者の育成	1
力を入れてもらいたいものはない	2	その他	3
野外を除くスポーツ活動施設の整備	1		
スポーツに関するボランティアの支援	1		
障がい者のスポーツ活動の推進	1		
その他	1		

【その他で頂いたご意見】

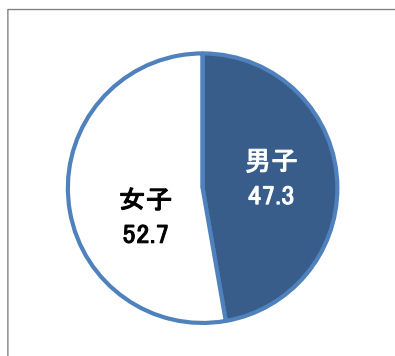
- ・久喜市のシンボルとなるチームを作ってほしい。
- ・高齢で障がいがあっても参加できる運動を地域で行いたい。
- ・施設の整備について（膝、腰に問題を抱える高齢者のための施設がほしい・砂入り人工芝のテニスコートの整備を望む）

(2) 未就学児

【Q1】お子さんの性別

(単位:人、%)

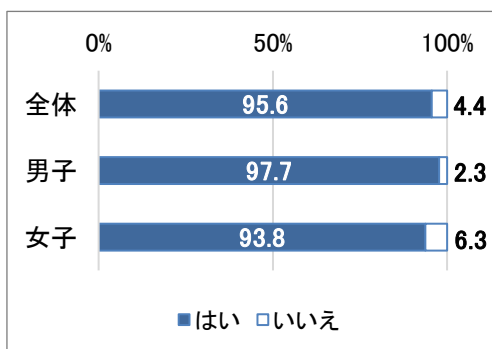
区分	男子	女子	無回答	合計
回答数	43	48	0	91
構成比	47.3	52.7	0.0	100.0



【Q2】お子さんは、外で遊んだり運動したり、体を動かすことが好きですか

(単位:人、%)

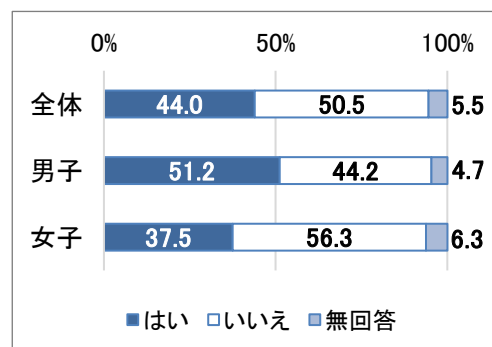
項目	はい	いいえ	無回答	合計	
全体	回答数	87	4	0	91
	構成比	95.6	4.4	0.0	100.0
男子	42	1	0	43	
女子	45	3	0	48	



【Q3】お子さんは、現在スポーツ（運動）をしていますか

(単位:人、%)

項目	はい	いいえ	無回答	合計	
全体	回答数	40	46	5	91
	構成比	44.0	50.5	5.5	100.0
男子	22	19	2	43	
女子	18	27	3	48	



【Q4】 Q3で「はい」と答えた方

どのようなスポーツ（運動）をしていますか。具体的に書いてください。
（よく行う順に3つまで）

男子	
サッカー	13
縄跳び	10
水泳	5
かけっこ	5
鉄棒	4
自転車	4
体操	3
キャッチボール	3
ボール遊び	2
公園遊び	2
空手	2
野球	2

女子	
水泳	9
縄跳び	8
鉄棒	4
園のスポーツクラブ	3
サッカー	3
自転車	3
かけっこ	2
バレエ	2
ボール遊び	2
マラソン	2
体操	2
一輪車	1

【Q5】 どこでスポーツ（運動）をしていますか。

よく運動する場所を書いてください。（よく行う順に3つまで）

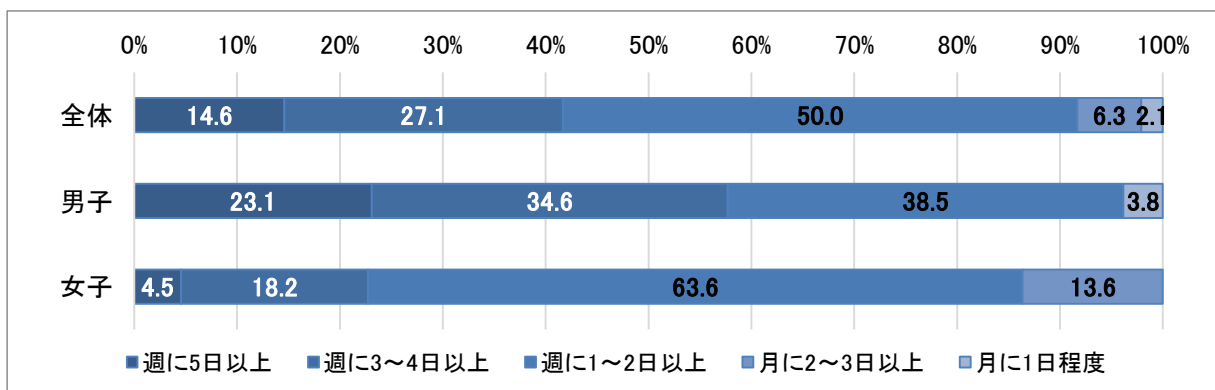
男子	
自宅付近の公園	19
公共スポーツ施設	12
自宅付近の道路	9
自宅の庭	4
幼稚園	4
個人の教室や道場	3

女子	
自宅付近の公園	17
個人の教室や道場	8
自宅付近の道路	5
幼稚園	4
公共スポーツ施設	2
自宅の庭	1

【Q6】 どの程度していますか（頻度）

（単位：人、％）

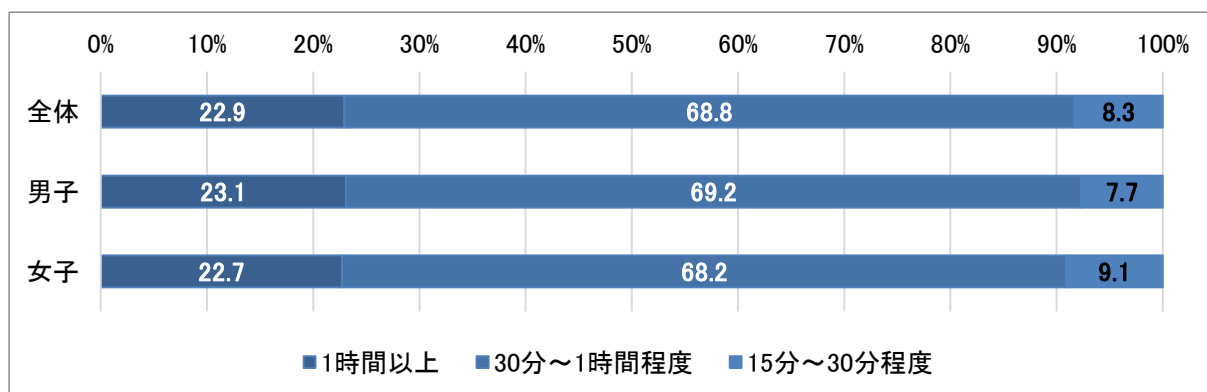
項目		週に5日以上	週に3~4日以上	週に1~2日以上	月に2~3日以上	月に1日程度	無回答	合計
全体	回答数	7	13	24	3	1	0	48
	構成比	14.6	27.1	50.0	6.3	2.1	0.0	100.0
男子		6	9	10	0	1	0	26
女子		1	4	14	3	0	0	22



【Q7】 1日どのくらいの時間行っていますか（継続時間）

（単位：人、％）

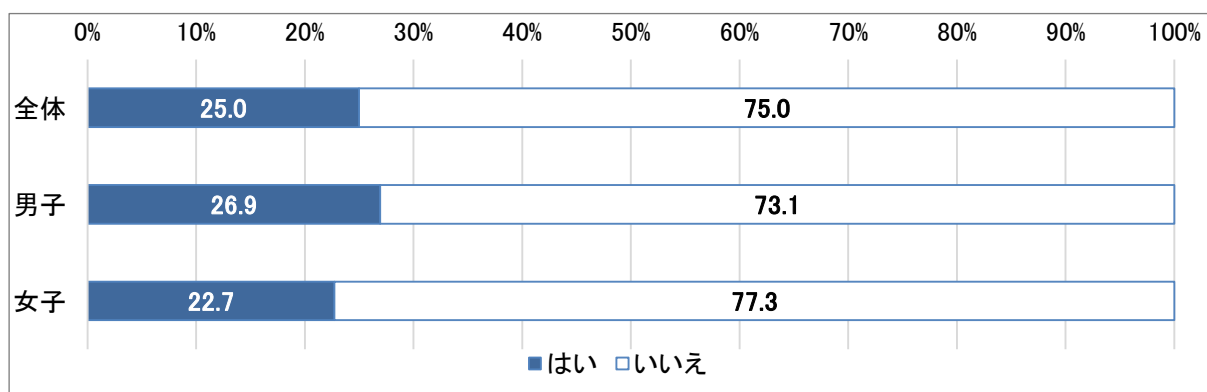
項目		1時間以上	30分～1時間程度	15分～30分程度	15分以内	無回答	合計
全体	回答数	11	33	4	0	0	48
	構成比	22.9	68.8	8.3	0.0	0.0	100.0
男子		6	18	2	0	0	26
女子		5	15	2	0	0	22



【Q8】 お子さんは、現在どこかのスポーツ団体やチームに所属していますか

（単位：人、％）

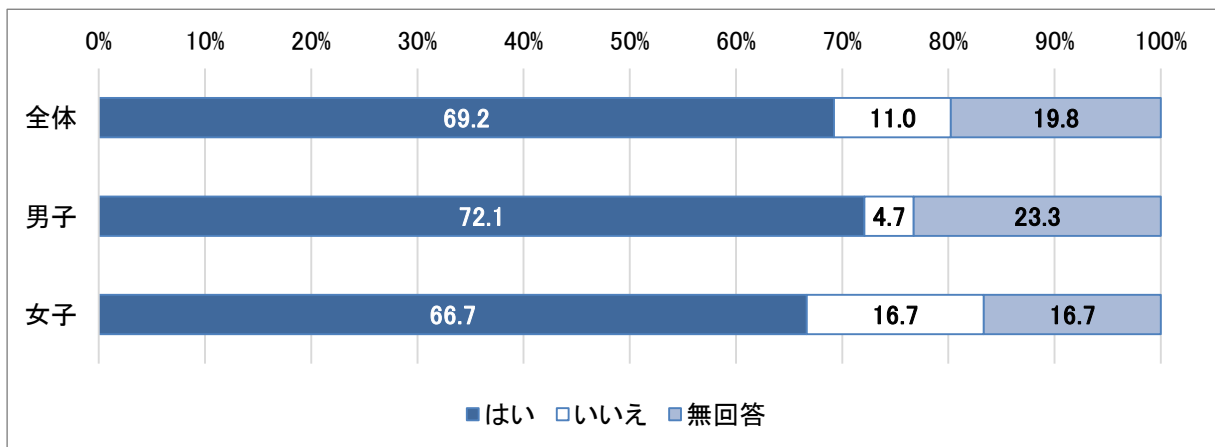
項目		はい	いいえ	無回答	合計
全体	回答数	12	36	0	48
	構成比	25.0	75.0	0.0	100.0
男子		7	19	0	26
女子		5	17	0	22



【Q9】今後、お子さんにスポーツ（運動）を行わせたいと考えていますか

(単位：人、%)

項目		はい	いいえ	無回答	合計
全体	回答数	63	10	18	91
	構成比	69.2	11.0	19.8	100.0
男子		31	2	10	43
女子		32	8	8	48



<種目名>

男子	
種目	人数
水泳	12
野球	8
サッカー	8
体操	5
空手	3

女子	
種目	人数
水泳	18
ダンス	5
体操	5
陸上	3
バドミントン	1

【Q10】スポーツや運動に関してのご意見やご要望

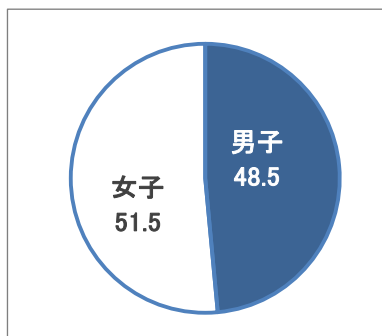
- ・公園の充実（徒歩圏内の公園新設、遊具の整備、公園内の自転車マナー等の改善）
- ・学校、地域でスポーツをする機会を作ってほしい。

(3) 小学生

【Q1】あなたの性別

(単位：人、%)

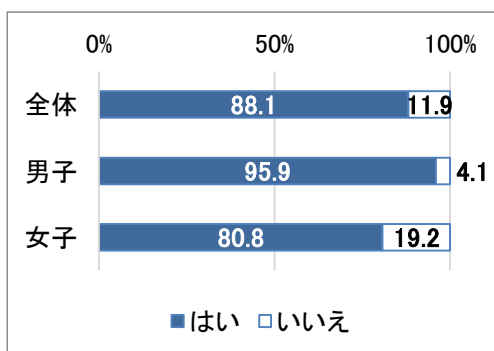
区分	男子	女子	無回答	合計
回答数	49	52	0	101
構成比	48.5	51.5	0.0	100.0



【Q2】あなたは、外で遊んだり運動したり、体を動かすことが好きですか

(単位：人、%)

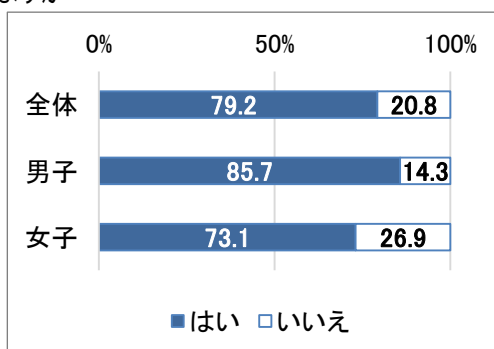
項目	はい	いいえ	無回答	合計	
全体	回答数	89	12	0	101
	構成比	88.1	11.9	0.0	100.0
男子	47	2	0	49	
女子	42	10	0	52	



【Q3】あなたは、現在体育の授業以外にスポーツ（運動）をしていますか

(単位：人、%)

項目	はい	いいえ	無回答	合計	
全体	回答数	80	21	0	101
	構成比	79.2	20.8	0.0	100.0
男子	42	7	0	49	
女子	38	14	0	52	



【Q4】 Q3で「はい」と答えた方

どのようなスポーツ（運動）をしていますか。具体的に書いてください。（よく行う順に3つまで）

男子		女子	
サッカー	18	水泳	12
水泳	12	縄跳び	10
ランニング	7	テニス	9
縄跳び	6	バドミントン	6
野球	5	マラソン	5
ドッジボール	4	バレーボール	4
バドミントン	4	新体操	3
マラソン	4	バスケットボール	3
バスケットボール	3	陸上	2

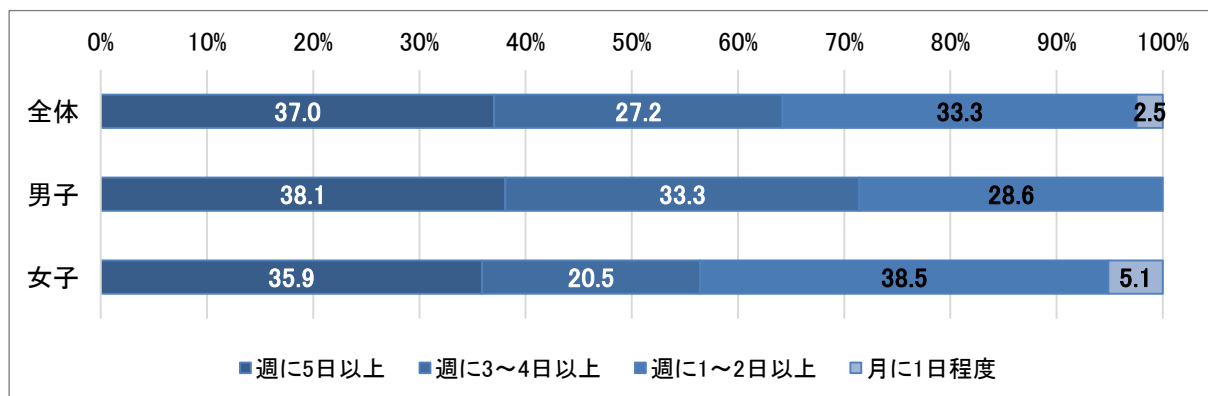
【Q5】 どこで（運動）をしていますか。よく運動する場所を書いてください。（よく行う順に3つまで）

男子		女子	
小学校・中学校	30	公共スポーツ施設	20
公共スポーツ施設	20	小学校・中学校	14
自宅付近の道路	16	自宅付近の道路	12
自宅付近の公園	13	個人の教室や道場	6
個人の教室や道場	8	自宅付近の公園	4
公民館	1	公民館	3
その他	6	その他	5

【Q6】 どの程度していますか（頻度）

（単位：人、%）

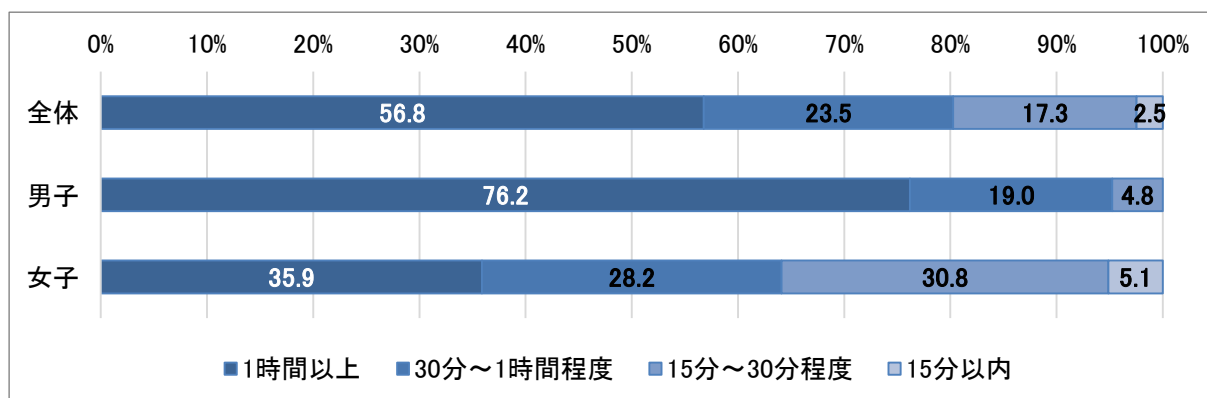
項目		週に5日以上	週に3~4日以上	週に1~2日以上	月に2~3日以上	月に1日程度	無回答	合計
全体	回答数	30	22	27	0	2	0	81
	構成比	37.0	27.2	33.3	0.0	2.5	0.0	100.0
男子		16	14	12	0	0	0	42
女子		14	8	15	0	2	0	39



【Q7】 1日どのくらいの時間行っていますか（継続時間）

（単位：人、％）

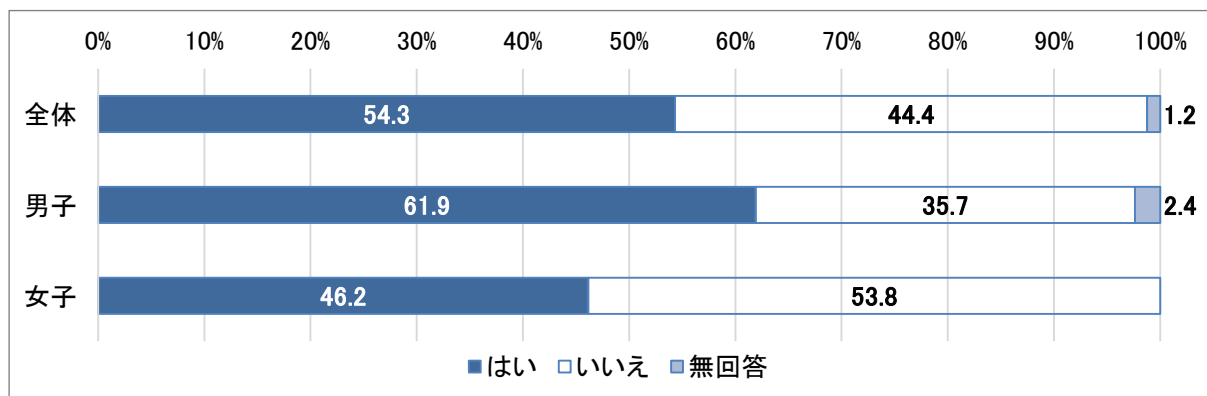
項目		1時間以上	30分～1時間程度	15分～30分程度	15分以内	無回答	合計
全体	回答数	46	19	14	2	0	81
	構成比	56.8	23.5	17.3	2.5	0.0	100.0
男子		32	8	2	0	0	42
女子		14	11	12	2	0	39



【Q8】 あなたは、現在どこかのスポーツ団体やチームに所属していますか

（単位：人、％）

項目		はい	いいえ	無回答	合計
全体	回答数	44	36	1	81
	構成比	54.3	44.4	1.2	100.0
男子		26	15	1	42
女子		18	21	0	39



【Q9】あなたは、今後、どのようなスポーツ（運動）をやりたいですか

男子		女子	
種目	人数	種目	人数
サッカー	14	バドミントン	22
バドミントン	14	テニス	15
テニス	9	水泳	8
ラグビー	7	バスケットボール	7
卓球	7	バレーボール	5
バスケットボール	6	卓球	5

【Q10】スポーツや運動に関してのご意見やご要望

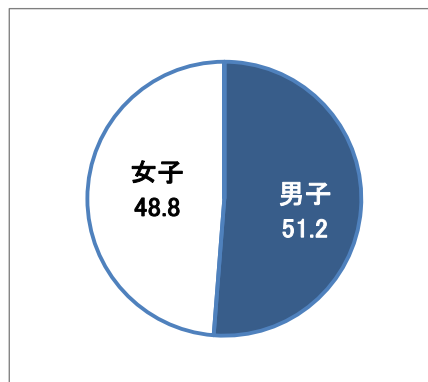
- ・初心者優先のテニス大会を開催してほしい。
- ・テニスコートがほしい。

(4) 中学生

【Q1】あなたの性別

(単位:人、%)

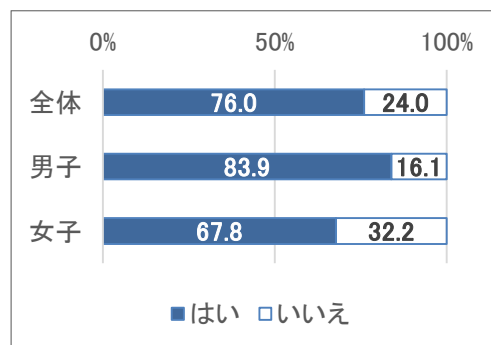
区分	男子	女子	無回答	合計
回答数	62	59	0	121
構成比	51.2	48.8	0.0	100.0



【Q2】あなたは、運動することが好きですか

(単位:人、%)

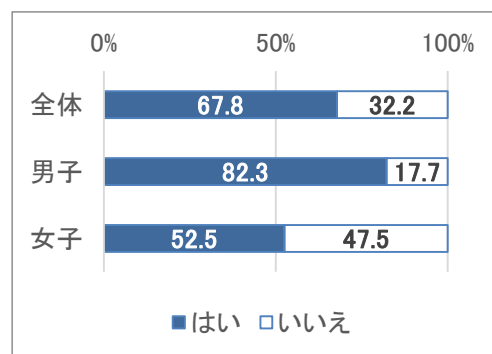
項目	はい	いいえ	無回答	合計	
全体	回答数	92	29	0	121
	構成比	76.0	24.0	0.0	100.0
男子	52	10	0	62	
女子	40	19	0	59	



【Q3】あなたは、運動部に所属していますか

(単位:人、%)

項目	はい	いいえ	無回答	合計	
全体	回答数	82	39	0	121
	構成比	67.8	32.2	0.0	100.0
男子	51	11	0	62	
女子	31	28	0	59	



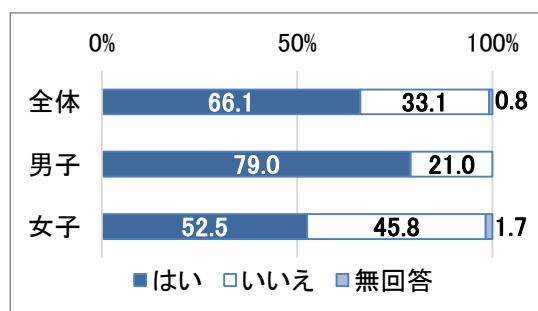
男子	
所属	人数
サッカー部	13
ソフトテニス部	10
バスケットボール部	9
野球部	9
卓球部	5
バドミントン部	5

女子	
所属	人数
ソフトテニス部	10
バスケットボール部	8
バドミントン部	7
卓球部	4
バレーボール部	2

【Q4】あなたは、現在体育の授業以外にスポーツ（運動）をしていますか

(単位：人、%)

項目	はい	いいえ	無回答	合計	
全体	回答数	80	40	1	121
	構成比	66.1	33.1	0.8	100.0
男子	49	13	0	62	
女子	31	27	1	59	



【Q5】Q4で「はい」と答えた方

どのようなスポーツ（運動）をしていますか。具体的に書いてください。

(よく行う順に3つまで)

男子	
ランニング	23
サッカー	19
バスケットボール	12
野球	9
バドミントン	9
筋力トレーニング	5
テニス	3

女子	
テニス	9
バスケットボール	7
ランニング	5
縄跳び	5
バドミントン	5
水泳	3
卓球	3
バレーボール	3

【Q6】どこでスポーツ（運動）をしていますか。よく運動する場所を書いてください。

(よく行う順に3つまで)

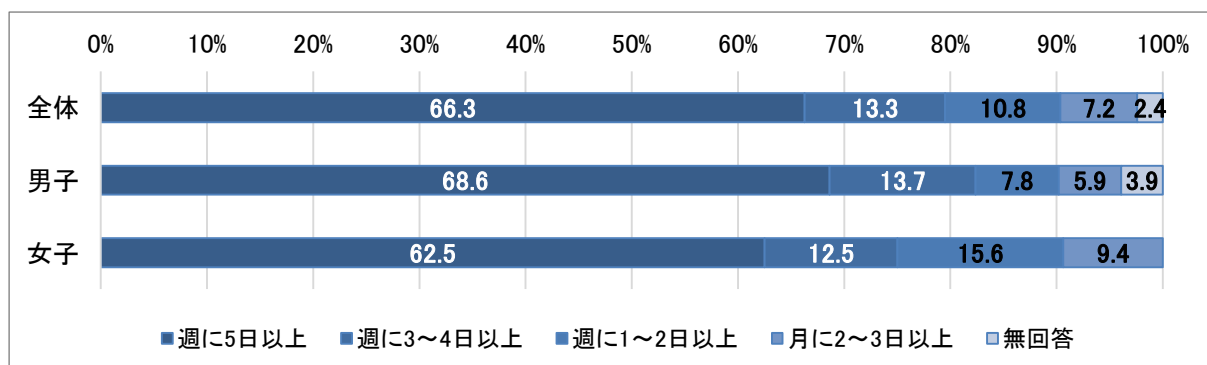
男子	
小学校・中学校	33
自宅付近の公園	25
自宅付近の道路	23
公共スポーツ施設	17
公民館	1
その他	5

女子	
小学校・中学校	17
公共スポーツ施設	14
自宅付近の公園	11
自宅付近の道路	10
個人の教室や道場	3
公民館	1
その他	1

【Q7】どの程度していますか（頻度）

(単位：人、%)

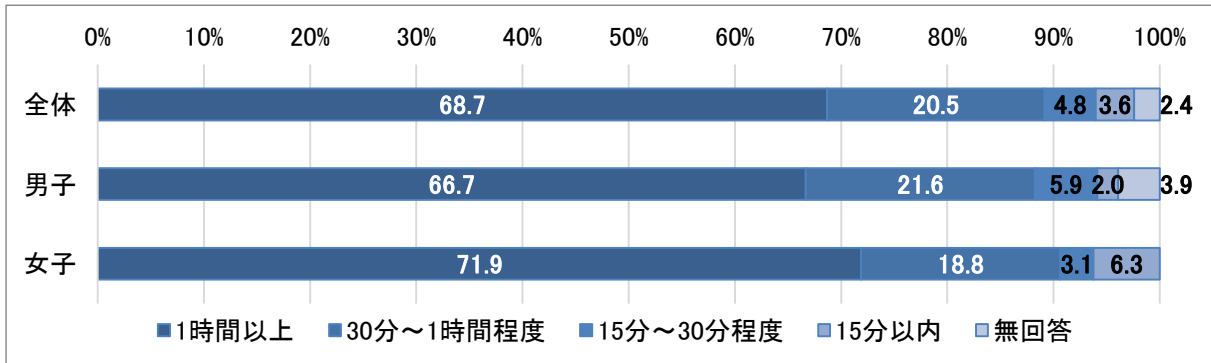
項目	週に5日以上	週に3~4日以上	週に1~2日以上	月に2~3日以上	月に1日程度	無回答	合計
全体	回答数	55	11	9	6	0	83
	構成比	66.3	13.3	10.8	7.2	0.0	2.4
男子	35	7	4	3	0	2	51
女子	20	4	5	3	0	0	32



【Q8】 1日どのくらいの時間行っていますか（継続時間）

（単位：人、%）

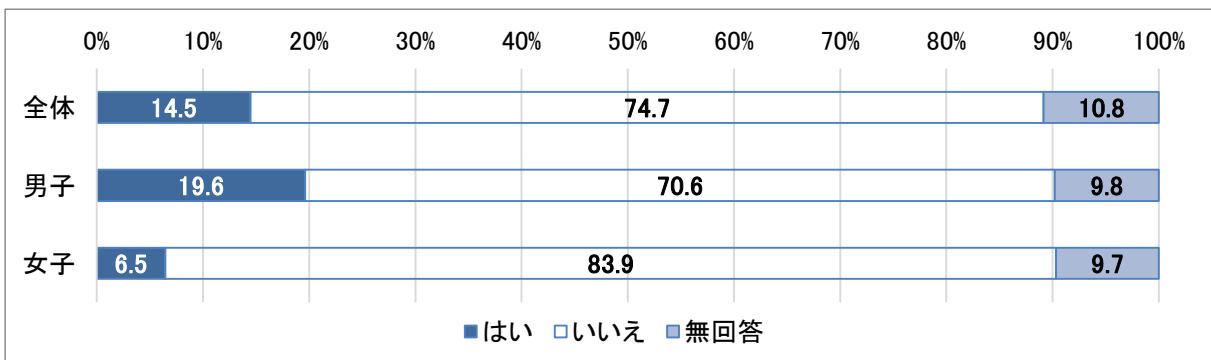
項目		1時間以上	30分～1時間程度	15分～30分程度	15分以内	無回答	合計
全体	回答数	57	17	4	3	2	83
	構成比	68.7	20.5	4.8	3.6	2.4	100.0
男子		34	11	3	1	2	51
女子		23	6	1	2	0	32



【Q9】 あなたは、現在どこかのスポーツ団体やチームに所属していますか

（単位：人、%）

項目		はい	いいえ	無回答	合計
全体	回答数	12	62	9	83
	構成比	14.5	74.7	10.8	100.0
男子		10	36	5	51
女子		2	26	4	32



【Q10】あなたは、今後、どのようなスポーツ（運動）をやりたいですか

男子	
種目	人数
テニス	18
バスケットボール	12
バドミントン	11
野球	9
サッカー	8
卓球	4

女子	
種目	人数
バドミントン	17
バスケットボール	15
サッカー	11
テニス	11
水泳	10
ダンス	8

【Q11】スポーツや運動に関してのご意見やご要望

- ・部活動の時間を増やしてほしい。
- ・スポーツのルールをわかりやすくしてほしい。

資料2 策定経過

年 月 日	内 容
平成27年 7月31日	平成27年度第1回久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議 (1) 久喜市スポーツ推進計画について (2) 久喜市スポーツ推進計画の全体像について
8月24日	平成27年度第1回久喜市スポーツ推進審議会 ○会長及び副会長の選出 ○諮問 (1) 久喜市スポーツ推進計画について (2) 久喜市スポーツ推進計画の全体像について
11月6日	平成27年度第2回久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議 (1) 久喜市スポーツ推進計画の素案について (2) アンケート調査の実施について
11月24日	平成27年度第2回久喜市スポーツ推進審議会 (1) 久喜市スポーツ推進計画の素案について (2) アンケート調査の実施について
12月15日～ 平成28年 2月5日	スポーツに関するアンケート調査の実施
3月23日	平成27年度第3回久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議 (1) スポーツに関するアンケート調査の結果について
3月25日	平成27年度第3回久喜市スポーツ推進審議会 (1) スポーツに関するアンケート調査の結果について
6月29日	平成28年度第1回久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議 (1) スポーツ推進計画(素案)について
7月4日	平成28年度第1回久喜市スポーツ推進審議会 (1) 久喜市スポーツ推進計画の素案について
8月25日	平成28年度第2回久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議 (1) 久喜市スポーツ推進計画案について
9月15日	平成28年度第2回久喜市スポーツ推進審議会 (1) 久喜市スポーツ推進計画案について
10月22日～ 11月21日	市民意見提出制度(パブリックコメント)実施
12月9日	平成28年度第3回久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議 (1) 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果について
12月15日	平成28年度第3回久喜市スポーツ推進審議会 (1) 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果について
平成29年 1月12日	平成28年度第4回久喜市スポーツ推進審議会 (1) 答申(案)について ○答申

資料3 スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポー

ツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、

スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学的研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

（学校における体育の充実）

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ産業の事業者との連携等）

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及

び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- 3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
 - 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
 - 3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係

団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）第六条

第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

（放送大学学園法の一部改正）

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

資料4 久喜市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、久喜市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について、久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの行事の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は15人以内で組織する。

(委員の委嘱又は任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委 任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

資料5 久喜市スポーツ推進審議会委員名簿

◎会長 ○副会長 (順不同・敬称略)

氏 名	選出区分
塚越 和巳	公募による市民
寺方 克彦	公募による市民
佐藤 勉	公募による市民
中田 由紀子	公募による市民
中山 和子	公募による市民
平井 よし子	学識経験を有する者
松村 孝江	学識経験を有する者
武井 佳代子	学識経験を有する者
○ 真田 賢市	学識経験を有する者
鎌田 充子	学識経験を有する者
小林 保	学識経験を有する者
峯 義夫	学識経験を有する者
添田 晋六	学識経験を有する者
夢川 善裕	学識経験を有する者
◎ 瀧澤 重博	学識経験を有する者

任期 平成27年8月24日～平成29年8月23日

資料6 久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程

(設 置)

第1条 久喜市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を協議し、計画の原案を作成するため、久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の原案に関すること。
- (2) その他計画策定に関して必要なこと。

(組 織)

第3条 庁内会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は教育部部長の職にある者を、副会長は教育部生涯学習課長（以下「生涯学習課長」という。）の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、庁内会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 庁内会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、計画の原案の作成のため必要があると認めるときは、庁内会議の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項について、必要な調査、研究及び課題の整理をするため、庁内会議に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、生涯学習課長が招集し、その議長となる。

(庶 務)

第7条 庁内会議及び検討部会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、庁内会議について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

環 境 経 済 部	商工観光課長
福 祉 部	障がい者福祉課長
	介護福祉課長
	子育て支援課長
健 康 増 進 部	健康医療課長
	中央保健センター所長
建 設 部	公園緑地課長
教 育 部	指導課長
	中央公民館長

資料7 市の主な取組み（第2次久喜市健康増進・食育推進計画掲載 身体活動・運動の取組み）

内 容	担 当 課
乳幼児及びその保護者等を対象に、体を動かす機会を提供します。	子育て支援課
児童生徒が運動に親しみ、体を動かす習慣を身につけられるよう指導するとともに、環境を整えます。	指導課（小・中学校）
日常生活の中で取り入れられる筋力トレーニングやストレッチなど簡単にできる運動を紹介するほか、講座として実施します。	中央保健センター
運動ができる公園や施設の整備を図ります。	公園緑地課
気軽にスポーツに親しみながら親睦を深め、生活習慣病予防につながるような健康づくりの場を提供します。	中央公民館
高齢者が仲間と楽しみながら運動を継続できる場を提供します。	介護福祉課